

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7年 3月 1日 至 令和 8年 2月 28日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 嶋本医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 山口県山陽小野田市中心3丁目6番19号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 3年 7月 31日

(4) 設立登記年月日 平成 3年 8月 1日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	嶋本医院	3510910742 /	山口県山陽小野田市中心3丁目6番19号	一般病床 0床 療養病床 0床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 4月 23日 令和 6年度決算の決定

(R 6. 3. 1 ~ R 7. 2. 28)

令和 8年 1月 23日 令和 7年度の収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 嶋本医院
所在地 山口県山陽小野田市中央3丁目6番19号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 2 月 2 8 日現在)

1. 資 産 額 11,561 千円
2. 負 債 額 4,624 千円
3. 純 資 産 額 6,937 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		6,936
B 固 定 資 産		4,625
C 資 産 合 計 (A + B)		11,561
D 負 債 合 計		4,624
E 純 資 産 (C - D)		6,937

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 嶋本医院

※医療法人整理番号

所在地 山口県山陽小野田市中心 3 丁目 6 番 1 9 号

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 2 月 2 8 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	6,936	I 流 動 負 債	1,483
II 固 定 資 産	4,625	II 固 定 負 債	3,141
1 有 形 固 定 資 産	4,598	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	4,624
3 そ の 他 の 資 産	27	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	△ 3,063
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	6,937
資 産 合 計	11,561	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,561

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

貸 借 対 照 表

代表者

嶋 本 昭

令和 8 年 2 月 2 8 日現在

(単位: 円)

科 目	前 期 額	構成比	決 算 額	構成比
(資 産 の 部)				
I 流 動 資 産 (8,387,216) (66.3) (6,935,964) (60.0)				
現 金 及 び 預 金 (3,580,482) (28.3) (2,036,443) (17.6)				
保 険 未 収 入 金 (3,828,680) (30.3) (3,846,280) (33.3)				
棚 卸 資 産 (912,996) (7.2) (987,748) (8.5)				
前 払 費 用 (40,000) (0.3) (40,000) (0.3)				
未 収 入 金 (24,810) (0.2) (24,810) (0.2)				
未 収 還 付 法 人 税 等 (248) (0.0) (683) (0.0)				
II 固 定 資 産 (4,266,141) (33.7) (4,625,181) (40.0)				
有 形 固 定 資 産 (4,238,711) (33.5) (4,597,751) (39.8)				
構 築 物 (691,361) (5.5) (691,361) (6.0)				
車 両 運 搬 具 (457,819) (3.6) (457,819) (4.0)				
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (2,848,631) (22.5) (3,207,671) (27.7)				
一 括 償 却 資 産 (240,900) (1.9) (240,900) (2.1)				
無 形 固 定 資 産 (0) (0.0) (0) (0.0)				
投 資 そ の 他 の 資 産 (27,430) (0.2) (27,430) (0.2)				
長 期 前 払 費 用 (27,430) (0.2) (27,430) (0.2)				
III 繰 延 資 産 (0) (0.0) (0) (0.0)				
資 産 の 部 合 計	12,653,357	100.0	11,561,145	100.0

(単位: 円)

科 目	前 期 額	構成比	決 算 額	構成比
(負 債 の 部)				
I 流 動 負 債	(1,128,076)	(8.9)	(1,482,675)	(12.8)
買掛金	1,025,318	8.1	1,355,121	11.7
未払金	0	0.0	33,588	0.3
未払法人税等	71,000	0.6	71,000	0.6
預り金	31,758	0.3	22,966	0.2
II 固 定 負 債	(4,841,323)	(38.3)	(3,141,323)	(27.2)
役員借入金	4,841,323	38.3	3,141,323	27.2
負 債 の 部 合 計	5,969,399	47.2	4,623,998	40.0
(純 資 産 の 部)				
I 株 主 資 本	(6,683,958)	(52.8)	(6,937,147)	(60.0)
1. 資 本 金	10,000,000	79.0	10,000,000	86.5
2. 資 本 剰 余 金	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
3. 利 益 剰 余 金	(△ 3,316,042)	(26.2)	(△ 3,062,853)	(26.5)
(1) そ の 他 利 益 剰 余 金	(-3,316,042)	(-)	(-3,062,853)	(-)
当 期 未 処 理 損 失	3,316,042	26.2	3,062,853	26.5
II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
III 新 株 予 約 権	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
純 資 産 の 部 合 計	6,683,958	52.8	6,937,147	60.0
負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	12,653,357	100.0	11,561,145	100.0

様式 4-2

法人名 医療法人 嶋本医院
所在地 山口県山陽小野田市中心3丁目6番19号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 3月 1日 至 令和 8年 2月 28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	25,293
2 事業費用	25,204
本来業務事業利益	89
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	89
II 事業外収益	235
III 事業外費用	0
経常利益	324
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	324
法人税等	71
当期純利益	253

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 嶋本医院

理事長 嶋本 昭 殿

私は、医療法人 嶋本医院の令和7会計年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 4月 17日

医療法人 嶋本医院

監事 青木 真理子